

新型コロナウイルスに対する摩耶保育園の登園基準ガイドライン

連日ニュース等で伝えております新型コロナウイルスに関しまして、厚生労働省の通達、及び森町の要請に従いまして摩耶保育園のガイドラインを作成しました。大変ご不便をおかけしますが遵守、徹底のほどよろしくお願いいたします。

1. 登園不可の基準

- コロナウイルスに感染している
- 朝の検温で37度5分以上ある場合。ただし在園児の平熱を考慮して平熱より1度以上ある場合
- 咳が断続して出ている場合。ただし持病による咳の場合は除くが状況を鑑みて連絡することもあります
- 同居している家族内でコロナウイルスの感染者がいる

※登園後37度5分以上発熱した場合、また園内で咳が断続的に出ている場合はお迎えをお願いする場合があります

2. 登園可の基準

- 朝の検温で37度5分以下である場合。ただし平熱を考慮して平熱より1度以下だった場合
- 咳が断続的に続いていない
- 罹患者が医師の治癒証明書（登園可能許可証）を病院で受けた場合
※園に提出（家族も同様）

3. 保育園が臨時休園する基準

- 園内で感染者（園児及び職員）が発生した場合
- 森町内で多数（保健福祉課と協議）感染者が出た場合
※休園する場合は県、森町、保育園と協議した上、速やかにチェックインシステムでお知らせします。また再開の目途は県、森町、保育園との協議の上決定します

4. 登園にあたっての注意点

- 毎朝必ず検温してください
- 保護者が休業している場合（兄弟姉妹等が休校で自宅待機による保護者が在宅の場合や会社が臨時休業等で保護者が在宅の場合等）はできるだけ登園を控えてください
- 登園の際に園児及び送迎者はできるだけマスクの着用をしてください
- 送迎者以外の園内の立ち入りは禁止します
- 上記の事項にかかわらず、園児の様子がいつもと違うと判断した場合は、保護者に連絡の上、必要に応じてお迎えをお願いすることもあります